

# 平成 25 年度町村議会表彰候補審査結果報告

平成 26 年 1 月 8 日

全国町村議会議長会  
会長 蓬 清二様

町村議会表彰審査会  
委員長 佐藤 竜

本日、町村議会表彰審査会を開催し、各都道府県町村議会議長会会長から推薦のあつた 28 町村議会の事績について審査した結果、下記のとおり、町村議会特別表彰候補として 2 議会、町村議会表彰候補として 26 議会を選定しましたので、ご報告します。

## 記

### 1 表彰候補

- (1) 町村議会特別表彰候補（2 議会）  
北海道大空町議会、長野県南箕輪村議会

(2) 町村議会表彰候補（26 議会）

北海道喜茂別町議会、同幌延町議会、青森県おいらせ町議会、岩手県葛巻町議会、秋田県上小阿仁村議会、福島県金山町議会、同新地町議会、栃木県益子町議会、群馬県吉岡町議会、埼玉県伊奈町議会、同寄居町議会、東京都奥多摩町議会、神奈川県松田町議会、富山県朝日町議会、石川県宝達志水町議会、岐阜県坂祝町議会、三重県大台町議会、奈良県川西町議会、山口県阿武町議会、徳島県上勝町議会、香川県まんのう町議会、愛媛県松前町議会、高知県本山町議会、福岡県上毛町議会、同広川町議会、宮崎県新富町議会

### 2 審査経過

平成 25 年 7 月に本審査会が定めた「表彰審査方針」（別紙 1）に基づき、全国町村議会議長会が各都道府県町村議会議長会に対し、町村議会として他の範とするに足る団体の推薦を求めたところ、23 都道県から計 28 町村議会の推薦があった。

これら町村に係る事績（推薦書）及び各種資料を 3 人の審査委員（別紙 2）がそれぞれ慎重に事前審査したうえで、平成 26 年 1 月の表彰審査会において意見を集約し、前述のとおり、特別表彰候補 2 議会、表彰候補 26 議会を選考した。

平成 19 年に表彰規程が改正され特別表彰制度が創設されて以来、本審査会ではこれまでユニークな議会改革に取組んできた 19 の町村議会を特別表彰に選考してきた

が、この間に議会改革に着手した議会は数多く、当時は希少であった「議会基本条例」（平成 18 年に北海道栗山町が初めて制定）やそれに基づく「議決事件の追加」は今や議会改革の標準的な手法となっており、「通年議会」（平成 20 年に北海道白老町が初めて導入）については、まだ導入している議会は少ないものの、地方自治法の改正も相俟って今後、全国に波及していくものと推測される。

このような中で、本年、各都道府県町村議會議長会から推薦のあった 28 議会は、議会改革のみならず、通常の議会活動にも真摯に向き合っており、特別表彰候補の選考は非常に難航を極めた。

これら 28 議会を表彰審査方針に掲げた 3 つの重点項目毎に見てみると、「(1)政策づくりと監視機能を十分発揮している議会」については、議会基本条例の制定以外にも議員提案による条例制定や地方自治法第 96 条第 2 項による議決事件追加など議会本来の役割である政策立案・チェック機能を強化する試みは、いずれの議会も積極的に取り組んでいるが、専門的知見の活用や公聴会・参考人制度の活用といった議会外部の力を活用して議事の内容を深める取り組みは、まだまだ事例が少ないので現状である。今後多くの議会が積極的にこれらの方策を活用することを望むところである。

次に、「(2)住民に開かれた議会」については、議会基本条例の制定と合わせて、議会報告会や住民懇談会を開催する議会が目立つようになった。そもそも執行部が行う行政改革に比べ議会改革は住民の目に届きにくいため、議会と住民が直接対話する機会を設けることは双方にとって非常に有意義な場となることは間違いない、今後も全国各地に普及することを期待するものである。

そのほか、住民の傍聴機会を増加させるための方策や広報紙やホームページを活用した広報・広聴活動の充実については、各議会が工夫を凝らし、それぞれの地域の実情に応じた取り組みを行っており、全国的にかなりの高水準で議会の透明化が図られてきたものと推測できる。

最後に、「(3)地域振興のために特別な取組みをした議会」であるが、これは通常の議会活動以外の特別な取組みを行うことによって、まちづくりや地域の再生に大きく貢献した議会の活動を顕彰しようとする試みであり、本年は、震災からの復興や地域防犯に寄与したり、エコロジー活動やクリーンエネルギーの導入に尽力したりした議会活動の報告があった。

今後も全国津々浦々で、町村議会の活動がまちづくりや地域の再生に貢献すること期待するものである。

以上の審議経過を踏まえ、審査基準となった重点項目が満遍なく満たされていること、議会改革の成果だけでなく通常の議会活動の積み重ねにより議会の活性化が図られていることを総合的に判断した結果、他の議会の模範となるものと認められる議会として北海道大空町及び長野県南箕輪村の 2 議会を特別表彰候補に選定したことを報告する。

なお、惜しくも本年度の特別表彰の選には漏れたものの、今後の動向に注目したい

議会の改革・活動について少し触れる。

岩手県葛巻町議会は、議会改革の集大成ともいえる「議会総合条例」を近々制定予定である。条例制定後により議会がどのように変革していくのかを引き続き、注視していきたい。

岐阜県坂祝町議会は、タブレット端末の導入という町村議会では先駆的な取り組みを行っている。情報活用・伝達の迅速化のほか資源保護や経費削減といった効果も期待できる。今後の導入を検討している議会の模範となることを期待するものである。

### 3 特別表彰候補選定理由

#### (1) 北海道大空町議会

大空町は、平成 24 年に議会基本条例を制定した。

大空町議会基本条例の特徴は、「分かりやすい議会運営」、「説明責任を果たす議会運営」、「町民の信託にこたえる議会運営」となっている。

条例では、議会と長が透明性の高い責任をともに負うために、町政運営の指針となる総合計画の策定・変更を議決事件に追加するとともに、会議の原則公開や情報公開によって透明性を高め、説明責任を果たすことに努めている。

また、基本条例制定前から議会報告会を試行したことから、条例制定後には、的確な周知活動、参加者の確保、意見交流会方式と出前懇談会形式による複数の運営方法の導入などスマートな運用が行えている。

議会報告会の際に配付される報告書は、単に議案の審議状況を報告するだけでなく、議会の組織・構成、議会の活動日数、委員会・全員協議会、調査・研修活動、議員報酬や費用弁償といった情報公開のツールとしても活用されており、透明性の確保に徹底している。

また、住民に配布された議会基本条例のパンフレットや議会広報紙は、常に住民の目線を意識して編集され、「分かりやすさ」を追求したものとなっており非常に好感が持てる。

また、ユニークな試みとして、「移住者模擬議会」が挙げられる。移住者は土地に馴染みが薄い反面、新しい視線による意見を聴取できるのがメリットである。地域活性化の有効的な手段になり得るものとして評価できる。

#### (2) 長野県南箕輪村議会

南箕輪村は、平成の大合併の折、住民投票により自立の道を選択した。

以降、厳しい財政事情に対応するために歳費及び定数削減を行う一方で、議会の活性化にも着手し、平成 23 年に「議会活性化検討特別委員会」を設置して議会改革に取り組んでいる。

同特別委員会では、20 度にわたる議論に加え、各種団体・村民との懇談、有識者からの意見聴取、先進地調査等の過程を経て、平成 25 年に「議会基本条例」を制定した。

また、議会改革の推進状況や議会活動が議会基本条例に沿ったものとなっているかをチェックするため「委員長会議」を設け、情報を共有し迅速な議会活動につなげる工夫を行っている。

このほか、議会基本条例に規定された「議員間の自由な討議」を担保するため、月1回定例の全員協議会を開催し、当面の村政の課題等に対して活発な意見交換を行い、政策提言に役立てている。

また、「住民に開かれた議会」を実践するにあたり、広く住民と懇談する「議会と語る会」を開催しているほか、議会からの政策提言につなげるため各種団体との懇談会も継続的に開催している。

さらに、新たに情報委員会を設置し議会中継やホームページの充実を図り、議会だより（議会だより編集委員会）と並行して、議会の情報発信にも力を注いでいる。

これら2議会の活動は、他町村の議会活性化への取組みにも刺激を与え、他に範となるところが特に顕著であると高く評価できることから、特別表彰候補として選考するものである。

## 平成 25 年度町村議会表彰審査方針

昨年末の政権交代以降、株価の上昇、円高の是正など我が国の経済は持ち直しの兆しがみられるものの、長きにわたる景気の低迷、少子・高齢化及び過疎化の進行により冷え込んだ地域経済・雇用の情勢は、未だ回復しておらず、全国 900 有余の町村の舵取りは、依然として厳しい状況にあると言わざるをえない。

また、一昨年の 3 月に発生した東日本大震災から 2 年余りが経過したものの、復興への道のりは依然として遠く、被災町村においては今もなお、総力をあげて我が街の再建に取り組んでいるさなかにある。

このような状況の中、町村議会には、住民と協力し、その先頭に立って地域における諸問題の解決に一層の努力を傾注することが求められており、これら住民の負託に応えるべく、最近では議会の使命をはっきりと位置づけた議会基本条例の制定や住民の声を直接聴くための住民懇談会・議会報告会の開催、議員同士の自由討議や通年議会の実施等、議会の活性化に積極的に取り組む議会が多く見受けられるようになった。

また、昨年 8 月、地方自治法が改正され、地方公共団体の議会の適切な権限の行使を確保するとともに、住民自治の更なる充実を図るため、議会の招集及び会期、議会と長の関係、直接請求制度等について所要の改正が行われ、さらに、本年 6 月には、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第 3 次一括法）が成立し、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大が図られ、地方議会の役割と責任はますます重くなっている。

町村議会が住民の信頼と期待に応え、議会本来の機能を十分に發揮するためには、なお一層の自己研鑽に努め、更なる議会の活性化に取り組む必要がある。

平成 25 年度町村議会表彰の審査にあたっては、このような経緯を踏まえ、下記により実施するものとする。

### 記

町村議会の活動を「政策づくりと監視機能を十分発揮している議会」、「住民に開かれた議会」、「地域振興のために特別な取組みをした議会」の項目により、審査することとする。

1 「政策づくりと監視機能を十分発揮している議会」とは、次に掲げる事例のような活動を活発に展開し、実績を積み重ねている議会をいう。

- ・ 条例制定権を積極的に行使している
- ・ 条例により議決事件を追加し、あるいは修正権を活用するなど政策立案・チェック機能を発揮している
- ・ 意見書提出権を積極的に活用している
- ・ 議員同士の自由な討議が行われている
- ・ 決算審査に関し、議会として一定の審査基準を策定したり、審査の過程で出

された意見をその後の政策立案に活かしたりするなど監視機能の強化に努めている

- ・ 通年議会など長期間の会期を設定するなど本会議や委員会が弾力的に開催できるようにしている
- ・ 議事の内容を深めるため、公聴会や参考人制度を活用している
- ・ 外部の専門的知見を活用するなど積極的に調査・研究を行っている
- ・ 専門分野に関する研修を積極的に行っている
- ・ 議会事務局職員の専門性の向上を図るなど議会事務局の体制強化に努めている

2 「住民に開かれた議会」とは、次に掲げる事例のような活動を積極的に展開し、実績を積み重ねている議会をいう。

- ・ 議会が率先して住民懇談会、議会報告会を実施するなど住民と直接対話する機会を設け、住民の意見を議会審議に活かす努力をしている
- ・ 休日や夜間に本会議、委員会を開くなど住民が議会に足を運べる機会を増やす努力をしている
- ・ 子ども議会や女性議会など模擬議会を開催し、議会への関心を高める努力をしている
- ・ 議会の日程や一般質問の内容等を事前に広報するなど住民の議会への関心を高める方策を講じている
- ・ 議会のホームページを開設し、会議録や委員会記録、議案やその付属資料、議案に対する議員の賛否等を掲載するなど議会情報を積極的かつ分かりやすく住民に伝える工夫をしている
- ・ インターネットやCATV等を利用して本会議や委員会を実況中継するなど住民に議会の状況が分かるようにしている
- ・ 議会広報への編集等に議員自らが参画するなど責任ある広報を心がけ、内容についても住民に分かりやすく伝えるよう紙面の充実に努めている
- ・ 議場の型を工夫するなど傍聴者に対し議事を聞きやすくするような配慮をしている

3 「地域振興のために特別な取組みをした議会」とは、例えば、特別な取組みにより地域の活性化に大きな役割を果たした議会、震災等からの地域の再生あるいは被災地支援に大きく貢献した議会をいう。

平成25年7月3日

#### 町村議会表彰審査会

委員長 佐藤 竜（成蹊大学名誉教授）  
委 員 松本 克夫（ジャーナリスト）  
委 員 内貴 滋（帝京大学教授）

町村議会表彰審査会委員名簿

平成26年1月8日

委員長 佐藤 竜 成蹊大学名誉教授

委員 松本 克夫 ジャーナリスト

委員 内貴 滋 帝京大学教授

(順不同・敬称略)